（注意事項）

1　有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第２条第８項第８号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

2　「株券」の欄には株券及び出資証券（法第２条第１項第６号に掲げる出資証券、同項第７号及び第８号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第３号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第８号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券及び同項第９号に掲げる新株予約権証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること（⑽②、⑥及び⑦並びに⑿において同じ。）。

3　「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における売買に係るものを、「市場外取引」の欄にはそれ以外の売買に係るものを記載すること。

4　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券、計）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること（②及び⑥において同じ。）。

5　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

②　有価証券の売買の媒介等の状況　（単位：千株、百万円）

		媒介等
株券	株数	（　　）
	金額	（　　）
債券 国債証券		
債券 地方債証券		
債券 特殊債券		
債券 社債券		（　　）
債券 計		（　　）
受益証券		（　　）
その他		（　　）
その他		（　　）
計		（　　）

（注意事項）

有価証券の売買の媒介又は代理について、売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を約定基準により記載すること。

③　有価証券に関連する市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区分	取引の種類	委託	自己	計
株券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
債券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
その他	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

2　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

④　店頭デリバティブ取引等の状況　（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計